

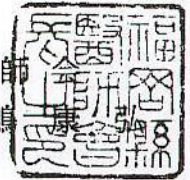
福岡県医第 159 号 (総)

平成 16 年 4 月 19 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋



フィブリノゲン製剤の納入医療機関名簿の情報開示について

標題の件、厚生労働大臣は、フィブリノゲン製剤の納入医療機関の名簿を 5 月 13 日開示することを決定し、該当する約 470 医療機関に対して別添の通知を配布した旨、日本医師会より別紙のとおり連絡がありましたので、お知らせいたします。

なお、該当医療機関については把握できておりません。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎

厚生労働省発薬食第 号
平成16年4月16日

行政文書の開示決定について(通知)

様

厚生労働大臣 坂口 力

貴医療機関から平成16年 月 日付けで「行政文書の開示に関する意見書」の提出がありました。行政文書については、下記のとおり開示決定いたしましたので、通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

三菱ウェルファーマ株式会社報告書(平成14年8月9日付け)資料2-(2)-7 「フィブリノゲンH T使用症例調査を再度徹底のこと」

2 開示することとした理由

開示請求に係る行政文書について、当方により開示・不開示の審査をした結果、すべてを開示することと決定したため。

3 開示を実施する日

平成16年5月13日(木)

* 担当課: 厚生労働省医薬食品局医薬情報室 TEL:03-5253-1111(内線 2723,2726)

この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して異議申立てをすることができます。

(地 11)

平成 16 年 4 月 16 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

田島 知行

フィブリノゲン製剤の納入医療機関名等の情報開示について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、先般、本年 2 月 20 日付（地 257F）の文書をもって、貴会にファクシミリにて情報提供させていただいております。

今般、厚生労働大臣は、フィブリノゲン製剤の納入医療機関名等の情報を、5 月 13 日に開示することを決定し、該当する約 470 医療機関に対して別添の通知を発出いたしました。

各医療機関では、厚生労働大臣に対して開示に対する異議申立てを行うことができますが、本件の場合、開示日の 5 月 13 日までにを行う必要があります。

異議申立書には、特に様式等は定められておりませんが、所定の事項（別添質疑応答集 5 頁参照）を記載する必要があります。

つきましては、取り急ぎ、ファクシミリにて貴会に情報提供いたしますので、ご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件に該当する医療機関は、本会も今のところ把握することができませんので、何卒ご了承ください。

平成16年4月16日

医療機関の長 各位

厚生労働省医薬食品局総務課

医薬情報室長

情報公開法に基づく開示決定通知について

先般、平成16年3月5日付け厚生労働省発薬食第2592号により貴医療機関に対しまして意見照会を行わせていただきました、行政文書の開示請求につきましては、別添「行政文書の開示決定について（通知）」のとおり、開示することに決定いたしました。

今回の開示決定により、内閣府情報公開審査会の答申において開示すべきとされた貴医療機関に関する情報の部分につきましては、行政不服審査法に基づく異議申立て又は行政事件訴訟法に基づく処分取消しの訴えがない限り、開示することとなります。

また、開示決定に際して、開示請求者に対して、別紙文書を添付することにより、開示を行う文書の性格について説明していることを併せて申し添えます。

なお、今回の開示決定に対して不服があります場合には、行政不服審査法に基づき、60日以内に、厚生労働大臣に対して異議申立てを行うことができます。また、別途、開示決定の取消請求訴訟を提起することもできます。ただし、貴医療機関に係る文書の開示実施日は平成16年5月13日となっておりますので、この日を過ぎてからの申立ては、無意味なものになりますので、異議申立て等を行うに際してはこの点につきまして十分ご注意ください。

御参考までに、意見照会の際に御質問のあった事項、疑義が生じるおそれのある事項等について厚生労働省としての考え方を取りまとめたものを同封させていただいておりますので、一読いただければ幸いです。

また、ご不明な点がございましたら、遠慮なく、下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先：厚生労働省医薬食品局総務課医薬情報室

電話番号 03(5253)1111

内線 2723, 2726

(別紙)

- 本決定により開示する行政文書は、フィブリノゲン製剤が納入、使用されたことが確実ではないがその可能性がある医療機関名を含む文書を広く対象としたものです。このため、開示対象文書に記載された医療機関として特定し、開示について意見照会を行った医療機関から、そもそも納入の事実はない、納入されたものの、使用せずに廃棄したとの意見をいただいたところもあります。
- また、フィブリノゲン製剤を使用した患者すべてを把握しており、患者に対し説明、肝炎検査の勧奨等を行ったとの意見をいただいたところもあります。
- さらに、本決定により開示する行政文書には、製剤会社の社員が医療機関とのやりとりをまとめた文書等もありますが、これら文書は医療機関の発言を大幅に省略した部分もあり誤解を招くおそれもあるとの意見をいただいております。